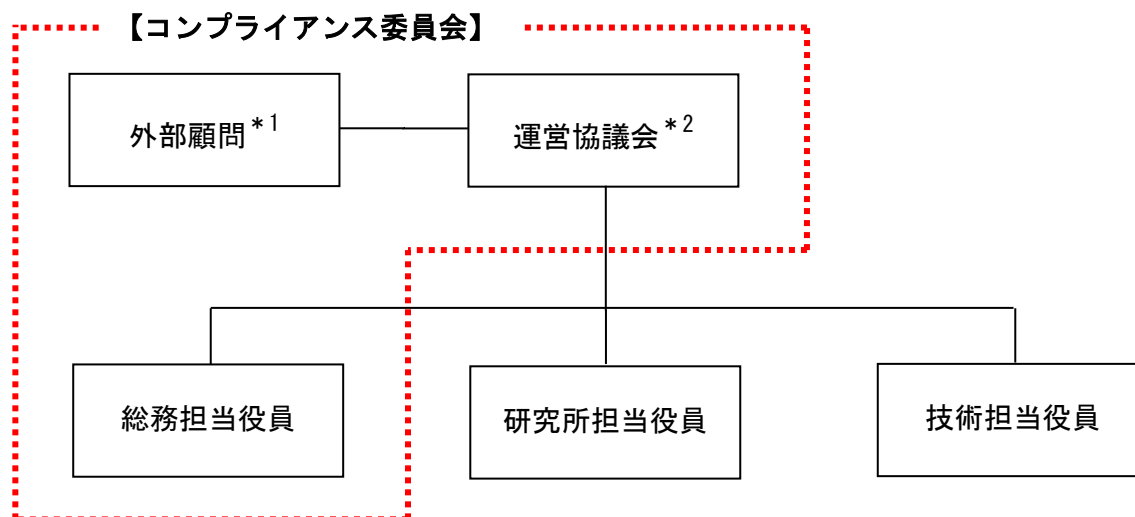


弊社は、競争的資金等及び研究活動の運営・管理を適正に行うために権限責任の体系を明確化しています。

### <体制図>



**\*1 外部顧問：**

篠原祥哲（公認会計士、特定非営利活動法人 おおさか大学起業支援機構 代表理事）  
連絡先：大阪市北区梅田1丁目1-3-267 TEL. 06-6347-1531

**\*2 運営協議会構成員：**

高倉伸幸（取締役）

小林孝次（取締役）

田嶋敏男（取締役）

長谷川 新（公益財団法人 大阪市都市型産業振興センター おおさかなレッジ・  
フロンティア推進機構 チーフプランナー）

連絡先：大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館6F TEL. 06-6263-9220

# 競争的資金等及び研究活動の適正管理に関する規程

平成 24年 12月 10日 制定

平成 25年 01月 01日 施行

## (目的)

- 第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、ジーン・システム株式会社（以下「GS」という。）における競争的資金等（以下「競争的資金等」という。）及び研究活動の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定め、研究機関としてのGSの説明責任を果たし、GSに所属する従業員等の研究活動を支援することを目的とする。
- 2 本規程の運用に際しては、競争的資金等には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が国民の税金によるものであることを常に認識し、GSとして国民の信頼に応えるものとする。
  - 3 競争的資金等及び研究活動の管理を委ねられたGSの最高管理責任者は、研究費の不正な使用及び研究活動における特定不正行為が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制の構築を図るものとする。

## (適用範囲)

- 第 2 条 競争的資金等及び研究活動の運営及び管理については、他の関係法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、本規程によるものとする。

## (定義)

- 第 3 条 本規程において「競争的資金等」とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から、研究機関においてその資金の経理を要請されている研究資金等をいう。
- 2 本規程において「研究活動における特定不正行為」とは、故意または不作為に拘らず、研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用、並びに、二重投稿、不適切なオーサーシップ及び利益相反等の、研究者倫理に背馳し正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。
  - 3 本規程において「各部局等」とは、各研究所、総務部等をいう。
  - 4 本規程において「従業員等」とは、取締役、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマー等をいう。
  - 5 本規程において「正社員」とは、GSが定める就業規則に基づき雇用されている雇用期限の定めのない従業員をいう。

## (責任と権限)

- 第 4 条 GSの競争的資金等及び研究活動を適正に運営及び管理するために最高管理責任者及び運営協議会を置く。
- 2 最高管理責任者は、競争的資金等及び研究活動の運営及び管理についてGS全体を統括する権限（統括管理責任）を持つと共に最終責任を負うものとし、代表取締役をもって充てる。
  - 3 最高管理責任者は、運営協議会が責任を持って競争的資金等及び研究活動の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

- 4 運営協議会は、GSの全取締役により構成され、業務運営に係る協議・決定を行う機関であり、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等及び研究活動の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつものであり、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 競争的資金等及び研究活動の運営・管理に係る実態を把握・検証することとし、次の各業務も含まれる。
    - ・ 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックを行うこと。
    - ・ 研究活動における特定不正行為のチェックを行うこと。
    - ・ 本規程並びに関連規程等の形骸化及び当該規程を遵守できない事情等がないかを把握すること。
    - ・ 体制の不備の検証を行うこと。
  - (2) 前号に基づき不正防止計画を作成・推進すること。
  - (3) 従業員等の行動に関する規範の浸透を図るための方策を推進すること。
  - (4) コンプライアンス委員会からの提言を受け、適切な対応を実施すること。
- 5 運営協議会は、毎月 1 回定期的に開催されるものとし、一人以上の構成員の発議がある場合には随時開催しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、公的地位にある社外者を運営協議会構成員として指名することができる。
- 7 最高管理責任者は、内部監査を随時実施できるように、総務担当取締役とは異なる別の取締役を内部監査人として指名しなければならない。なお、当該内部監査人は、最高管理責任者の直轄で当該監査を実施し、監査実施上必要な通常の権限及び最高管理責任者が監査遂行上必要と認めた特段の権限を有する。

#### (資金執行上の責任)

- 第 5 条 GSにおける競争的資金等の執行上の責任者は、当該競争的資金等の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。
- 2 会計伝票の決裁・認定等については、GS固定資産及び物品調達規程（平成 24 年 12 月 10 日制定）を適用する。

#### (組織体制)

- 第 6 条 GSの競争的資金等及び研究活動を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等及び研究活動のコンプライアンス委員会を設置する。
- 2 コンプライアンス委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
    - (1) 最高管理責任者（コンプライアンス委員長）
    - (2) 運営協議会構成員
    - (3) 外部顧問
    - (4) 総務担当役員
    - (5) 最高管理責任者が指名する従業員等
    - (6) その他、最高管理責任者が必要に応じて指名する専門的知識を有する社外者
  - 3 コンプライアンス委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
    - (1) 本規程及び関連規程等に問題点が発見された場合には、当該問題の解決策を運営協議会へ提言すること。
    - (2) 不正発生要因の解析を行い、当該要因に対する改善策を運営協議会へ提言すること。
    - (3) 外部顧問及び運営協議会構成員から提供される不正経理、及び研究活動における特定不正行為等に係る通報情報に基づき、当該事案内容について公正かつ適正な調査を実施し、悪質性に応じた適切な処分を行うこと。
    - (4) 運営協議会を通じて、全従業員等に対するコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

4 コンプライアンス委員会の事務は、コンプライアンス委員長が指名した者が実施する。

(不正の調査等)

- 第7条 競争的資金等の経理に係る不正行為、及び研究活動における特定不正行為等について、GS内外からの告発等（学会、報道及び会計検査院等の外部機関からの指摘並びにインターネット上の掲載を含む）を相談窓口若しくは通報窓口が受けた場合、コンプライアンス委員会は、当該告発等の受付から30日以内に、当該告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否及びその理由を告発者及び競争的資金等の配分機関及び当該上部機関に報告する。
- 2 当該調査が必要と判断された場合、コンプライアンス委員会は、調査決定日から10日以内に調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度と役割、不正使用の相当額等についての調査）を開始する。なお、調査結果の公表に至る過程においては、相談者、告発者、被告発者を含む関係者の秘密は、本人の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、厳格に保持されるものとする。
  - 3 外部顧問及び外部有識者は、GS及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならず、また、全ての委員は、告発者・被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
  - 4 コンプライアンス委員会は、被告発者等の調査対象となっている者に対し、弁明の機会を与えなければならず、一方、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止や当該研究活動の停止を命ずることができる。
  - 5 コンプライアンス委員会は、告発が悪意に基づくものであることの認定を行うにあたり、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
  - 6 コンプライアンス委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度と役割、不正使用の相当額等について認定しなければならない。なお、当該認定は、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行われなければならない。
  - 7 コンプライアンス委員会は、第6項の認定を含む調査結果を、速やかに告発者、被告発者及び被告発者の所属機関に通知しなければならない。
  - 8 コンプライアンス委員会は、第1項の予備調査及び第2項の本調査に当り、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全するとともに、経理及び研究成果等の秘密とすべき社内情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう必要な措置を取らなければならない。なお、当該措置は、異なる研究機関・組織からの調査要請を受けた場合においても同様とする。
  - 9 GSは、調査実施に際し、また調査結果を受け、競争的資金等の配分機関及び当該上部機関に対し、以下の対応を行う。
    - (1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について当該配分機関及び当該上部機関に報告、協議しなければならない。
    - (2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該配分機関及び当該上部機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該配分機関及び当該上部機関に提出する。
    - (3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該配分機関及び当該上部機関に報告する。
    - (4) 当該配分機関及び当該上部機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関及び当該上部機関に提出する。
    - (5) 当該配分機関及び当該上部機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由が

ある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

- (6) 調査の結果、不正行為と認定されなかった場合でも、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び調査事案に故意によるものではない誤りがあった場合は、当該配分機関及び当該上部機関に報告する。
  - (7) 調査の結果、悪意に基づく告発と認定された場合、当該事実を当該配分機関及び当該上部機関に報告する。
- 10 GSは、不正行為への関与が認定された者及び不正行為に責任を負う者として認定された者に対し、懲戒処分、降格、減給等の処分を科すことができ、また、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告することができる。
  - 11 上記第1項から第8項記載の業務においては、GSに属さない外部有識者がコンプライアンス委員会の過半数を占めるよう構成されなければならない。

(異議申立て)

- 第8条 コンプライアンス委員会は、第7条記載の調査に際し、全構成委員の所属・氏名を告発者及び被告発者に開示しなければならない。
- 2 前項の開示に対し、告発者及び被告発者は、あらかじめコンプライアンス委員会が定めた期間内に書面にて異議を申し立てることができる。
  - 3 前項の異議申立てがあった場合、コンプライアンス委員会はその内容を15日以内に審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、新たな委員の所属・氏名を告発者及び被告発者に通知する。なお、当該異議申し立てが妥当でないと判断した場合には、その理由を含め、その旨を書面にて告発者及び被告発者に通知しなければならない。

(不服申立て)

- 第9条 第7条記載の調査において不正行為を認定された被告発者は、あらかじめコンプライアンス委員会が定めた期間内に、コンプライアンス委員会に対し書面にて不服を申し立てることができる。ただし、当該期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、当該認定について、コンプライアンス委員会に対し書面にて不服を申し立てることができる。なお、コンプライアンス委員会は、当該申立てがあった旨を告発者が所属する機関及び被告発者に通知するものとする。
  - 3 被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、コンプライアンス委員会は、直ちにその内容を告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関及び当該上部機関にその旨を報告する。なお、不服申立ての却下及び再調査の決定は、不服申立て日から10日以内に行うものとし、その決定を直ちに告発者、被告発者及びその事案に係る配分機関及び当該上部機関に報告するものとする。
  - 4 コンプライアンス委員会は、再調査を開始する場合には、不服申立日から10日以内に再調査を開始し、再調査開始日から60日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに告発者、被告発者及びその事案に係る配分機関及び当該上部機関に報告するものとする。
  - 5 第2項の不服申立てについては、コンプライアンス委員会は、不服申立日から10日以内に再調査を開始し、開始から30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関及び当該上部機関にその旨を報告するものとする。
  - 6 第4項及び第5項の再調査に際し、新たな専門性を要する判断が必要となる場合には、コンプライアンス委員会は、構成委員の交代若しくは追加、またはコンプライアンス委員会に代えて他の第三者機関に審査をさせることができる。

(不正防止計画の策定及び実施)

- 第 10 条 運営協議会は、最高管理責任者の承認を得て、不正防止計画を、担当役員へ提示する。
- 2 担当役員は、不正防止計画を実施し、毎事業年度ごとに実施状況を報告しなければならない。
  - 3 担当役員は、各部局等における実施状況を調査し、必要に応じて改善を指示する。

(外部顧問)

- 第 11 条 外部顧問は、競争的資金等及び研究活動の運営、管理に関し、運営協議会及び担当役員の取組状況を検証し、評価を行い、評価結果をコンプライアンス委員会に報告する。

(相談窓口)

- 第 12 条 GS における競争的資金等に係る使用ルール及び事務手続並びに研究活動等について、GS 内外から相談を受け付ける窓口を置く。
- 2 相談者は、顕名若しくは匿名にて、相談内容を文書（FAX、電子メールを含む）として相談窓口へ提出するものとする。なお、初期段階においては電話や面談等の手段も可とする。
  - 3 相談窓口は、運営協議会並びに担当役員とする。
  - 4 相談窓口は、GS における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(告発窓口)

- 第 13 条 競争的資金等の不正な経理、及び研究活動における不正行為等について、GS 内外からの告発窓口を置く。
- 2 告発者は、原則として顕名にて、告発理由を含む告発内容を文書（FAX、電子メールを含む）として告発窓口へ提出するものとする。なお、初期段階においては電話や面談等の手段も可とし、また、匿名での告発があった場合には、告発内容に応じ、顕名での告発があった場合に準じた扱いができるものとする。
  - 3 告発者は、調査等に協力を求められる場合があること、また、調査の結果、悪意に基づく告発であることが判明した場合には、告発者の氏名の公表や懲戒処分、降格、減給等がありうることを理解するものとする。一方、GS は、単に告発したことを理由に、告発者に対し一切の不利益な取扱いを行ってはならない。
  - 4 GS は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を阻害してはならず、また、被告発者に対し、解雇、降格、減給等の不利益な取扱いを行ってはならない。
  - 5 告発窓口は、外部顧問及び運営協議会構成員とし、その取扱いにおいては、公益通報者の保護等に十分な配慮を図るものとする。

(会計関係規程の適用)

- 第 14 条 競争的資金等の執行及び管理に当たっては、GS 固定資産及び物品調達規程（平成 24 年 12 月 10 日制定）を適用する。

(雑則)

- 第 15 条 本規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項を、別に定めることができる。

## 附 則

- 1 本規程は、平成 25 年 01 月 01 日から施行する (ver. 0.0)。
- 2 本規程実施において、第 6 条第 2 項、第 8 条及び第 10 条第 2 項記載の外部監査機関 (又は個人) として、特定非営利活動法人 おおさか大学起業支援機構 代表理事・公認会計士 篠原祥哲を選任する (ver. 0.1)。
- 3 平成 26 年 9 月 27 日改定、第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条並びに第 10 条第 2 項記載の「外部監査機関 (又は個人)」を「外部顧問」と改定する。第 3 条第 4 項、第 4 条第 6 項を追記する。第 4 条第 2 項の「権限」を「権限 (統括管理責任)」と改定する。第 8 条記載の「監査する」を「検証し、評価を行い、評価結果をコンプライアンス委員会に報告する」と改定する。第 10 条第 2 項記載の通報窓口として「運営協議会構成員」を追記する (ver. 1.0)。
- 4 平成 26 年 11 月 4 日改定、第 4 条第 7 項、第 6 条第 3 項第 4 号及び第 7 条全文の新たな追加を行い、改定前の第 7 条以下を順次繰り下げる (ver. 1.1)。
- 5 平成 28 年 7 月 12 日改定、第 8 条 (異議申立て) 及び第 9 条 (不服申立て) を新たに追加するとともに (ver. 1.1 の第 8 条以下は繰り下げ)、関連する条項に研究活動に係る語句・規定等を追記する (ver. 2.0)。